【様式】

# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | | | 中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等 |
| 2 | 対象税目 | ① | 政策評価の対象税目 | 法人税：義（国税 27）<br>法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動）（地方税 33） |
| | | ② | 上記以外の税目 | － |
| 3 | 要望区分等の別 | | | 【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | | | 《現行制度の概要》<br>一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%までの金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。拡充枠として、特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては、当該制度における 1 回目の M&A では株式取得価額の 90%まで、2 回目の M&A では 100%までを準備金として積立て可能。 |
| | | | | 《要望の内容》<br>適用期限を 3 年延長する。（令和 12 年 3 月 31 日まで）<br>中小・中堅企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。 |
| | | | | 《関係条項》<br>法人税<br>租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法施行令第 33 条、租税特別措置法施行規則第 21 条の 2 |
| 5 | 担当部局 | | | 経済産業省中小企業庁事業環境部財務課<br>経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | | | 評価実施時期：令和 8 年 8 月<br>分析対象期間：令和 3 年度～令和 11 年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | | | 令和 3 年度　創設<br>（適用期間は令和 6 年 3 月 31 日まで）<br>令和 6 年度　経営力向上計画の認定前にデューデリジェンスを行えるよう運用改善を行った上で、延長。特別事業再編計画の認定を受けた特定中堅・中小企業においては積立率が 90%・100%となる拡充枠を創設。<br>（適用期間は令和 9 年 3 月 31 日まで） |
| 8 | 適用又は延長期間 | | | 令和 12 年 3 月 31 日まで |
| 9 | 必要性等 | ① | 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>　中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性を鑑み、中小企業者における M&A を促進することで、中小企業等の経営力の向上を図る。<br>　M&A では、買収前にデューデリジェンスを実施することで M&A に |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 伴うリスクを低減することは可能であるものの、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクを完全に排除することは困難である。こうした不確実性が、中小企業者による M&A を実施する際の障壁となっていることから、将来の損失に備えるための措置として本制度を設け、中小企業者における M&A を促進する。 |
| | | | | 《政策目的の根拠》<br>「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略（令和 8 年 6 月中小企業庁）」における「4．M&A・事業承継等による事業再編」<br><br>成長志向の「強い中小企業」を作っていくためには、現状維持型の経営から挑戦型の経営への転換が必要である。そのためには、成長投資、研究開発投資、人材投資に加え、M&A等を通じた事業再構築・事業再編、優秀な人材の獲得等が極めて重要である。<br>M&Aや事業承継は、優秀な経営者の元へ事業、資金、人材、技術等の経営資源の集約を行い、経営者交代を契機とした抜本的な経営改革やM&A等を中心とした集約化によるスケールアップにより中小企業・小規模事業者が経営改革を実現し、新たな成長につなげていくための手段であり、経営者が戦略的に取り組んでいけるように後押ししていく必要がある。 |
| | | ② | 政策体系における政策目的の位置付け | 7. 中小企業の発展 |
| | | ③ | 租税特別措置等により達成しようとする目標 | 本税制は、M&A に伴う簿外債務や偶発債務等の買収後リスクに備えるための準備金の積立てを可能とすることで、中小企業による戦略的な M&A や事業再編を促進するものである。準備金の積み立てにより、買収後のリスクが一定程度ヘッジされることで、企業は将来の不確実性を織り込んだ上で経営判断が可能となる。これにより、M&A 実施後の事業統合や経営資源の最適配置を積極的に進めるインセンティブが高まる。短期的には人的投資として従業員の給与・賞与の増加が促される。また、事業統合に伴う設備投資等の取組が進展することで、中長期的には 1 人当たり付加価値額（労働生産性）が期待される。<br>従前は、後継者不在企業の事業承継や地域雇用の維持を主な政策課題としていたが、近年は人口減少や労働供給制約の中で、中小企業が持続的な成長を実現するためには、経営資源の集約や事業再構築を通じて「稼ぐ力」を強化していくことがより重要となっている。<br>このため、本税制の達成目標は、税制適用企業における給与支払総額の増加および1人当たり付加価値額（労働生産性）の向上とする。具体的には、一般枠については、給与支給額が税制適用1年後に 2.5%増加していること、1人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用5年後に 15.0%向上していることを目標とする。拡充枠については、既に M&A の経験を有し、一定の経営基盤を備えた特定中堅・中小企業による複数回の M&A を通じた事業再編を対象としていることを踏まえ、給与支給額が税制適用 1 年後に 2.5%増加していること、1 人当たり付加価値額が計画期間終了年度において基準年度比 9.0%向上していることを目標とする。 |
| | | ④ | 政策目的に | 本税制本措置により、M&A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 | や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M＆A 直後の PMI に係る人的投資や設備投資がしやすくなる。これにより、中小企業の生産性向上が図られる。 |
| 10 | 有効性等 | ① | 適用数 | ＜一般枠＞<br>令和 3 年度　20 件（実績）<br>令和 4 年度　70 件（実績）<br>令和 5 年度　77 件（実績）<br>令和 6 年度　110 件（実績）<br>令和 7 年度　194 件（見込み）<br>令和 8 年度　343 件（見込み）<br>令和 9 年度　605 件（見込み）<br>令和 10 年度　1,068 件（見込み）<br>令和 11 年度　1,885 件（見込み）<br><br>＜拡充枠＞<br>令和 6 年度　－件（実績）<br>令和 7 年度　9 件（見込み）<br>令和 8 年度　26 件（見込み）<br>令和 9 年度　38 件（見込み）<br>令和 10 年度　50 件（見込み）<br>令和 11 年度　62 件（見込み） |
| | | | | 【算定根拠】<br>＜一般枠＞<br>令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋。<br>令和 7 年度～11 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の令和 3 年度～令和 6 年度の適用数を基に年平均成長率を計算し、令和 6 年の数値に乗じている。<br><br>＜拡充枠＞<br>令和 6 年：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」<br>令和 7 年度～8 年 8 月：他省庁からの認定報告に基づき適用件数を集計<br>令和 8 年 9 月～令和 11 年度：令和 8 年 8 月までの認定実績を基礎に、件数の増加傾向を加味して推計 |
| | | ② | 適用額 | ＜一般枠＞<br>令和 3 年度　28 億円（実績）<br>令和 4 年度　124 億円（実績）<br>令和 5 年度　112 億円（実績）<br>令和 6 年度　199 億円（実績）<br>令和 7 年度　312 億円（見込み）<br>令和 8 年度　551 億円（見込み）<br>令和 9 年度　973 億円（見込み）<br>令和 10 年度　1,718 億円（見込み）<br>令和 11 年度　3,033 億円（見込み） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | ＜拡充枠＞<br>令和 6 年度　　－ 円(実績)<br>令和 7 年度　145 億円(見込み)<br>令和 8 年度　492 億円(見込み)<br>令和 9 年度　719 億円(見込み)<br>令和 10 年度　946 億円(見込み)<br>令和 11 年度　1,173 億円(見込み) |
| | | | | 【算定根拠】<br>＜一般枠＞<br>令和 3 年度～令和 6 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書より抜粋<br>令和 7 年度～令和 11 年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に、令和 3 年度～令和 6 年度における 1 件当たり適用額の平均値を算出し、適用件数に乗じている<br><br>＜拡充枠＞<br>令和 6 年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」<br>令和 7 年～8 年 8 月:他省庁からの認定報告に基づき、取得予定日が帰属する事業年度における株式取得予定額に準備金積立率 90%を乗じて計算<br>令和 8 年 9 月～11 年:令和 8 年 8 月までの認定実績を基礎に件数見込みに過去の認定実績の平均適用金額を乗じて推計 |
| | | ③ | 減収額 | ＜一般枠＞<br>〇法人税<br>令和 3 年度　3 億円(実績)<br>令和 4 年度　11 億円(実績)<br>令和 5 年度　9 億円(実績)<br>令和 6 年度　19 億円(実績)<br>令和 7 年度　69 億円(見込み)<br>令和 8 年度　122 億円(見込み)<br>令和 9 年度　216 億円(見込み)<br>令和 10 年度　381 億円(見込み)<br>令和 11 年度　672 億円(見込み)<br><br>〇法人住民税<br>令和 3 年度　0.5 億円(実績)<br>令和 4 年度　2 億円(実績)<br>令和 5 年度　2 億円(実績)<br>令和 6 年度　3 億円(実績)<br>令和 7 年度　5 億円(見込み)<br>令和 8 年度　9 億円(見込み)<br>令和 9 年度　15 億円(見込み)<br>令和 10 年度　27 億円(見込み)<br>令和 11 年度　47 億円(見込み) |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 〇法人事業税<br>令和 3 年度　3 億円（実績）<br>令和 4 年度　11 億円(実績)<br>令和 5 年度　10 億円(実績)<br>令和 6 年度　18 億円(実績)<br>令和 7 年度　28 億円(見込み)<br>令和 8 年度　50 億円(見込み)<br>令和 9 年度　89 億円(見込み)<br>令和 10 年度　157 億円(見込み)<br>令和 11 年度　278 億円(見込み)<br><br>(推計方法は別紙参照)<br><br>＜拡充枠＞<br>〇法人税<br>令和 6 年度　- 円(実績)<br>令和 7 年度　34 億円(推計値)<br>令和 8 年度　114 億円(見込み)<br>令和 9 年度　167 億円(見込み)<br>令和 10 年度　219 億円(見込み)<br>令和 11 年度　272 億円(見込み)<br><br>〇法人住民税<br>令和 6 年度　- 円(実績)<br>令和 7 年度　2 億円(見込み)<br>令和 8 年度　8 億円(見込み)<br>令和 9 年度　12 億円(見込み)<br>令和 10 年度　15 億円(見込み)<br>令和 11 年度　19 億円(見込み)<br><br>〇法人事業税<br>令和 6 年度　- 円(実績)<br>令和 7 年度　14 億円(見込み)<br>令和 8 年度　47 億円(見込み)<br>令和 9 年度　69 億円(見込み)<br>令和 10 年度　91 億円(見込み)<br>令和 11 年度　112 億円(見込み)<br><br>(推計方法は別紙参照) |
| | | | | 【計算根拠】<br>＜一般枠＞<br>令和 3 年～6 年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、<br>令和 7 年～11 年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より推計。別紙参照。<br>＜拡充枠＞<br>令和 6 年:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 令和 7 年～8 年 8 月：他省庁からの認定報告に基づき、取得予定日が帰属する事業年度における適用額の試算値に税率を乗じて計算<br>令和 8 年 9 月～11 年：令和 8 年 8 月までの認定実績を基礎として試算した適用額に税率を乗じて推計。別紙参照。 |
| | | ④ | 効果 | 《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》<br>＜一般枠＞<br>目標①：給与支給額が税制適用１年後に 2.5%増加していること<br>実現状況：税制活用企業における給与支給総額は 3.9%であり、目標値である 2.5%を上回っている。<br>経営力向上計画にて事業承継等事前調査に関する事項に記載をしている企業のうち、2021 年と 2022 年中に M&A を実施したと想定される企業を抽出。そのうち、企業活動基本調査にて 2021 年～2023 年の個票が存在する企業において、M&A 実施年と翌年における給与支給総額と付加価値額の増加率を計算。また、企業活動基本調査の個票から、2021 年に Ｍ＆A を実施している企業のうち、税制非適用企業を抽出した上で、2021 年時における売上高・従業者数・資産合計及び給与総額について、税制適用企業と類似する企業を抽出した。各指標は対数変換後に標準化し、税制適用企業群との企業間距離を算出した上で、距離の小さい企業群上位 100 社を対照群として設定した。上記分析の結果、給与支給額については、税制活用企業では 3.9%の増加に対し、税制非活用企業では 1.6%と 2.3 ポイント差がついていることから、本税制の直接的な効果が推察される。<br>M&A 後に人的投資が行われた結果、従業員の給与・賞与が増加した可能性がある。<br><br>目標②： １人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用５年後に 15.0%向上していること<br>実現状況：本税制の活用企業における、M&A実施前後の１人あたり付加価値額（労働生産性）は、税制活用から５年を経過していないこと、データが不足していることなどから、１人あたり付加価値額（労働生産性）が税制適用５年後に 15.0%という増加率の達成自体は確認できない状況であり、現時点で長期アウトカムの評価は難しい。<br>今後の分析としては、企業データの確保を進めた上で、税制を活用していない M&A 実施企業を対照群として、給与支給額及び付加価値額の増加率を比較することで、本税制の寄与度を評価していく必要がある。<br>なお、１人当たり付加価値額（労働生産性）の増加は、企業における「稼ぐ力」を高めることに繋がることから、本税制自体が達成目標の実現に有効な手段といえる。<br><br>＜拡充枠＞<br>目標①：給与支給額が税制適用１年後に 2.5%増加していること<br>実現状況：計画認定後に初回決算期が到来した事業者の同指標はいずれも目標値である 2.5%を上回っており、現時点で把握可能な範囲においては目標は達成されていると認められる。これは、M&A に伴う計画対象事業の稼働増加や、グループ化による子会社の給与水準の見直し等により、給与支給額の増加が図られたことによるものと考えら |

れる。また、認定計画に基づく将来見通しにおいても給与支給額の増加が見込まれており、本税制措置は賃上げの促進に一定の効果を発揮しているものと考えられる。

〇実績：税制適用企業における給与支給額の増加（百万円）

| | 基準年度 | 計画1年目（実績） | 増加率 |
|---|---|---|---|
| A 社 | 2,998 | 3,559 | 18.7% |
| B 社 | 722 | 832 | 15.2% |
| C 社 | 95 | 109 | 14.5% |
| D 社 | 6,061 | 6,322 | 5.3% |

※認定後、決算期が到来した事業者の実績値

〇見込み：税制適用企業における給与支給額の増加（百万円）

| 適用時期 | 基準年度 | 計画終了年度 | 増加額 |
|---|---|---|---|
| 令和 8 年 | 6,039 | 7,494 | 1,455 |
| 令和 9 年 | 15,299 | 18,986 | 3,687 |
| 令和 10 年 | 20,130 | 24,982 | 4,851 |
| 令和 11 年 | 24,962 | 30,977 | 6,016 |

※認定案件の基準年度の給与支給総額の中央値 403 百万円および計画期間の CAGR4.4%より、計画期間 5 年として適用年度ごとの増加額を試算。なお、CAGR4.4%は認定案件における給与支給総額の成長率の中央値を計算に考慮している。

将来的な効果検証に当たっては、本制度の認定を受けた事業者と、M&A を実施しているものの本税制を活用していない同業種・同規模の企業群との比較分析を実施することにより、本制度による効果の把握に努める。具体的には、認定計画に記載された事業内容及び業種区分に基づき比較対象となる企業群を抽出した上で、企業活動基本調査等の統計データ及び委託データベースを活用し、M&A 実績を有する企業を特定する。その後、給与支給額及び1人当たり付加価値額等の指標について比較分析を行い、税制適用企業群と非適用企業群とのパフォーマンスの差異を検証することにより、本税制措置の政策効果を評価する。

目標②：計画期間終了年度における、基準度比1人あたり付加価値額9.0%向上

実現状況：本目標は計画終了年度において達成状況を評価する指標であり、現時点では計画期間を終了した案件が存在しないことから、最終的な達成状況を評価する段階には至っていない。一方、認定案件の実績報告においては、認定後の初回決算期における報告値のため暫定値であるものの、給与支給額の増加を通じて事業単位の付加価値額が増加している。また、認定計画と M&A を実施した同業他社における同指標の成長率を比較したところ、一部を除き同業他社の水準を上回っており、本税制措置が M&A 後の成長を後押ししているものと考えられる。さらに、認定計画上の見込みにおいては全体として目標値である 9%を上回る 1 人あたり付加価値額が見込まれているほか、実績報告時点で計画未達となっている認定案件はない。以上を踏まえれば、本目標は達成判定時期こそ未到来であるものの、目標達成に向けて着実に進展しているものと考えられる。

○見込み：税制適用企業における 1 人当たり付加価値額の増加（百万円）

| 適用時期 | 基準年度 | 計画終了年度 | 増加額 |
|---|---|---|---|
| 令和 8 年 | 131 | 158 | 27 |
| 令和 9 年 | 332 | 401 | 69 |
| 令和 10 年 | 437 | 528 | 91 |
| 令和 11 年 | 542 | 655 | 113 |

※認定案件の基準年度の 1 人当たり付加価値額の中央値 9 百万円および計画期間の成長率 20.8%より、適用年度ごとの増加額（1 人当たり付加価値額×適用件数）を試算。なお、成長率 20.8%は認定案件における付加価値額の成長率の中央値を計算に考慮している。

将来的な効果検証に当たっては、本制度の認定を受けた事業者と、M&A を実施しているものの本税制を活用していない同業種・同規模の企業群との比較分析を実施することにより、本制度による効果の把握に努める。
具体的には、認定計画に記載された事業内容及び業種区分に基づき比較対象となる企業群を抽出した上で、企業活動基本調査等の統計データ及び委託データベースを活用し、M&A 実績を有する企業を特定する。その後、給与支給額及び1人当たり付加価値額等の指標について比較分析を行い、税制適用企業群と非適用企業群とのパフォーマンスの差異を検証することにより、本税制措置の政策効果を評価する。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
経営力向上計画、経済産業省企業活動基本調査個票,特別事業再編計画より算出

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》本措置により、M＆A 直後の法人税負担が軽減され、簿外債務や偶発債務のリスクヘッジを行えるだけでなく、M＆A 直後の PMI に係る投資（人的投資・設備投資等）がしやすくなる。

《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
拡充枠の適用件数は、制度創設後 2 年間で約 20 件にとどまっている。その主な要因としては、本措置の対象となり得る事業者や支援機関等に対する制度周知が十分でなかったことから、制度内容や活用メリットについて認知が広がらず、潜在的な利用ニーズが適切に掘り起こされなかったことが考えられる。また、本措置の対象となる事業再編等は、企業の経営戦略上の重要な意思決定を伴うため、制度利用の検討から実際の適用に至るまで一定の期間を要することも、適用件数が限定的となった一因と考えられる。

一方で、本措置は企業の成長投資や事業再編を後押しするための措置であり、適用件数そのものではなく、個々の案件がもたらす経済的・政策的効果が重要である。実際に適用された案件においては、事業再編や生産性向上に向けた投資が促進されており、本措置が企業の前

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 向きな経営判断を支援する役割を果たしている。加えて、制度周知の強化により今後の利用拡大が期待されることから、本措置は達成目標である企業の成長力強化や競争力向上の実現に引き続き有効な施策であると考えられる。 |
| | | ⑤ | 税収減を是認する理由等 | 中小企業の M&A を推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。 |
| 11 | 相当性 | ① | 租税特別措置等によるべき妥当性等 | 本制度は、Ｍ＆A後に生じ得るリスクに備えるための準備金の積立てを認めることで、中小企業による事業再編・成長投資を促進する措置である。補助金のような個別審査や予算制約を伴わず、要件を満たす事業者が広く活用できることから、機動的かつ公平に政策目的を実現することができる。<br>また、本制度の適用により課税が繰り延べられることで、Ｍ＆A実施直後の資金負担が軽減され、買収後の経営統合や設備投資、人材採用・人材育成等の成長投資に取り組みやすくなる。その結果、賃上げや生産性向上の実現等にもつながることが期待される。<br>さらに、本措置は課税の繰延べを通じて事業者の資金繰りへの配慮を伴うものであり、補助金等のような直接的な財政支出を伴わないことから、必要最小限の措置として租税特別措置によることが妥当である。 |
| | | ② | 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。<br>他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する施策が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。 |
| | | ③ | 地方公共団体が協力する相当性 | 企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において、中小企業の M&A を推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。 |
| 12 | 有識者の見解 | | | ― |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | | 令和 5 年 8 月（R5 経産 09） |